

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱

制定	平成25年	11月	11日
改正	平成26年	1月	24日
改正	平成26年	3月	19日
改正	平成26年	8月	14日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成27年	10月	6日
改正	平成28年	4月	1日
改正	平成28年	9月	27日
改正	平成28年	12月	26日
改正	平成29年	4月	3日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和元年	9月	24日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和4年	10月	4日
改正	令和6年	4月	1日
改正	令和6年	12月	17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物」とは、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手された建築物をいう。
- (2) 「要緊急安全確認大規模建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (3) 「要安全確認計画記載建築物」は、次に定めるものとする。

イ 法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（防災拠点）」という。）。

ロ その敷地が法第5条第3項第2号の規定により高知県耐震改修促進計画に記載された道路（以下「県指定緊急輸送道路等沿道」という。）又は法第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路（以下「市町村指定緊急輸送道路等沿道」という。）に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）」

という。(ただし、ハを除く。))をいう。

ハ その敷地が県指定緊急輸送道路等沿道又は市町村指定緊急輸送道路等沿道に接し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第1項第2号に規定する組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の塀（以下「沿道ブロック塀」という。）をいう。

（4） 「耐震診断」とは、法第7条第1項の規定に基づく耐震診断をいう。

（補助目的、補助対象事業等）

第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するために行う、次の各号に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（1） 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（沿道ブロック塀を除く）を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業（ただし、令和8年3月31日までに着手された事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。）

（2） 要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）を対象に、市町村が行う緊急輸送道路等沿道建築物除却事業

（3） 沿道ブロック塀を対象に、当該塀の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する沿道ブロック塀耐震対策事業

2 前項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助金の額は、同項第1号の事業については別表第1－1に、同項第2号の事業については別表第1－2、同項第3号の事業については別表1－3に定めるとおりとする。

3 補助事業が複数年度にわたる場合で、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず複数年度にわたるときは、各々の年度の国庫補助金の対象事業費については、それぞれ当該年度の補助対象とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業を実施しようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号を遵守しなければならない。

（1） 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額又は事業間の配分の変更をいう。）又は知事が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りでない。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業（中

止・廃止) 承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第4号様式による補助事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 間接補助事業者等(規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。)に県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者等に対して第4号から第10号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の申請の取下げの期日)

第7条 補助事業者が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知後15日以内とする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(現場検査)

第9条 補助事業者は、第3条第1項第1号の事業のうち、耐震改修費補助事業の対象となる耐震改修及び建替えの工事について、現場検査を行うものとする。

2 知事は、補助事業者から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、間接補助事業が3月31日までに完了し、同日までに完了実績報告書を提出することが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 知事は、第10条第2項の年度終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消

し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完了しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第14条 知事は、補助事業者に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。ただし、第3条第1項第1号に掲げる事業に係るものについては、当該事業に係る予算が議決された日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年９月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１２月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月４日から施行する。

経過措置

この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

経過措置

この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和６年１２月１７日から施行する。